

どうやって作るの？

マイナンバーカードの申請には、『申請書』が必要です。

申請方法は、スマートフォンやパソコンを利用したのオンライン申請や申請書に必要事項を記入し、写真を貼って郵送する方法などがあります。

申請書を紛失してしまった場合や、申請書に記載されている氏名・住所等が現在と違う場合は、申請書の再発行を行います。本人確認ができる書類を持って住民環境課窓口までお越しください。



今すぐ作ろう！マイナンバーカード!!

今なら!!マイナポイントがもらえる♪



マイナポイント第2弾実施中!!

マイナンバーカードを使って申込みするとお好きなキャッシュレスサービスで使える、最大20,000円分のポイントがもらえます!

※9月30日◎までに申請された方が対象です。

マイナンバーカードって何？

申請によって取得できる顔写真付きのプラスチック製のカードです(発行は無料)。カードには、マイナンバー(個人番号)のほかに、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。



【表】



【裏】

どんな時に使えるの？

■本人確認書類としての利用



様々な場面で身分証明書として使えます。行政手続きなどでマイナンバーの提示を求められたときに、本人確認とマイナンバーの証明が同時にできる書類として使えます。

■保険証としての利用



医療機関で健康保険証として使えます。現在利用できる医療機関は少数ですが、今後増えていく予定です。

※このほか今後各種行政手続きのオンライン申請が拡充されていきます。

★役場窓口でも申請補助を行っています★

現在、住民環境課窓口では、マイナンバーカード申請用の専用タブレット端末を導入し、申請の補助を行っています。

「マイナンバー申請用の証明写真を撮るのはお金がかかるな」「スマホの操作がちょっと…。オンライン申請は難しい」などの理由で申請がまだできていない方は、お問い合わせの上、住民環境課窓口までお越しください。職員が申請の補助を行います。

申請用タブレットを利用した、窓口での顔写真付きマイナンバーカード申請の流れ

